


所管部課	企画財政部 財政課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則 部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>「東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例」の制定に伴い、一般会計予算に係る他の基金条例について内容の整合性に関する見直しを行い、加えて、今後の財政運営における透明性の推進を図ることとした。</p> <p>公共施設整備基金条例については、主に3つの基金（施設整備等基金、東部土地区画整理事業関連施設整備等基金、上北台駅周辺土地区画整理事業関連施設整備等基金）を廃止して1つの基金に統合し、「処分」する場合を明確にする規定を新たに加えるため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の題名を「東大和市公共施設等整備基金条例」に改める。 第6条（処分）として次の内容を加える。 「基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 公用又は公共用に供する用地を取得するための財源に充てるとき。 (2) 公用又は公共用に供する施設を新築し、増築し、又は改修するための財源に充てるとき。 (3) 公用又は公共用に供する施設に附属する設備を更新し、又は改修するための財源に充てるとき。」 その他各基金条例との条文構成や文言等の整合性を図る。 <p>(2) 施行日 平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 処分に係る規定の明確化により、財政運営の透明性の推進が図られる。 各基金条例との条文構成や文言等の整合性が図られる。 基金の統廃合に関連する予算については、平成28年度一般会計補正予算（第3号）に計上。 				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成28年第3回市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。